

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等に係る就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等に係る事務の取扱い等に関する留意事項をまとめましたので連絡します。

事 務 連 絡
令和6年1月10日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県・指定都市
要保護児童生徒援助費補助金担当課
高等学校等就学支援金担当課
高校生等奨学給付金担当課
高等学校進路指導担当課 御中

文部科学省
初等中等教育局修学支援・教材課
初等中等教育局健康教育・食育課
高等教育局学生支援課

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等に係る就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等の事務の取扱い等について

この度、参考資料1のとおり、「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和6年1月7日付け5文科施第704号）を发出したところです。

当該通知における児童生徒等に対する修学支援の事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、本事務連絡の内容について御周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 就学援助について

被災により、年度の中途において就学援助の認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うことや認定されるまでの間は各費目の徴収の猶予を行うことなど当該世帯の経済的状況に応じた配慮に留意するとともに、関連する支援についても適切に御対応いただきたいこと。

なお、要保護児童生徒について、学用品等を消失し当該学用品費等を再度給与することが必要な場合の経費は、要保護児童生徒援助費補助金の補助の対象となること（ただし、生活保護の教育扶助等の対象である場合を除く。）。

また、被災により新たに要保護児童生徒援助費補助金の対象となる者が発生した場合等の要保護児童生徒援助費補助金の追加交付が必要となった場合の変更交付申請は通常のスケジュールによらず国として柔軟に対応することを予定しています（別紙1

Q&Aの間8を参照)。

※被災した児童生徒への就学援助については、別紙1 (Q&A) も御参照ください。

2. 高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等について

高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等については、別紙2の「被災した生徒等への高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等に関する取扱い」を踏まえて御対応いただきたいこと。

3. 高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金について

卒業年次の高校生等については、進路指導に際し、高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)や日本学生支援機構貸与型奨学金、これらの制度における家計が急変した世帯の学生等への対応等についての周知を行っていただきたいこと。その際、参考資料2の「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)」(令和6年1月10日付け5文科高第1537号)に記載の資料を活用することができること。

参考資料1 「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」令和6年1月7日付け5文科施第704号

https://www.mext.go.jp/content/20240107-mxt_ope01-000033400_3.pdf



参考資料2 「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)」令和6年1月10日付け5文科高第1537号

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1290844.htm



<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局修学支援・教材課

就学援助関係（学用品費等について）

：03-6734-4671

就学支援金、学び直し支援金関係

：03-6734-2586

奨学給付金、専攻科支援金関係

：03-6734-3170

初等中等教育局健康教育・食育課

就学援助関係（学校給食費及び医療費について）

：03-6734-2693

高等教育局学生支援課高等教育修学支援室

高等教育段階の修学支援関係

：03-6734-3496

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒への就学援助事務の取扱いに係るQ&A

1. 就学援助全般について

◆被災した児童生徒の「速やか」で「弾力的な」対応について

【問1】「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和6年1月7日付け5文科施第704号）に、「通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと」との記載がありますが、具体的にはどのような対応をすれば良いのでしょうか。

【答】

準要保護者の認定に関して、令和6年能登半島地震により、経済的に就学困難な状況となったか否かの判断は、今年度については、年度当初の所得証明書等による「通常の手続き」では確認が困難となるため、例えば、以下のような手段を用いることにより、弾力的かつ速やかに認定することが考えられます。また、各費目の支給についても以下のような弾力的な対応を行うことが考えられます。

<例>

【認定】

- ・被災により死亡したことのわかる書類の確認による認定
（被災により、主たる家計維持者が死亡したことによる家計急変の場合など）
- ・被災により離職・休職したことがわかる書類の確認による認定
（被災により、主たる家計維持者が離職・休職せざるを得なくなったことによる家計急変の場合など）
- ・罹災証明書の確認による認定
（被災により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態を含む。）したことなどによる家計急変の場合など）
- ・被災により、市町村税の特別措置に基づく市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定 等

【支給】

- ・令和6年能登半島地震の発災以前から就学援助の対象であった者に対する、被災により学用品やランドセル・制服等を亡失した場合の再給付

また、生活保護の対象者については、必要に応じて福祉部局と情報共有するなどの連携を図り、遺漏なく対応いただくようお願いします。

なお、令和6年能登半島地震により、新たに要保護者として認定された者について、要保護児童生徒援助費補助金に計上する場合は、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

【問2】同通知の「弾力的な対応」はいつ頃まで継続すべきなのでしょうか。

【答】

経済的に就学困難な状況かどうかの判断が、通常の手続きにより可能となり次第、従来の方法に移行することが適切と考えます。

例えば、課税証明書は前年の1～12月の所得に基づき証明されることから、令和5・6年度は【問1】に記載した例のような認定を行い、令和7年度については、所得証明書等により被災後の家庭の経済状況が確認でき次第、通常の手続きで認定を行うこととなります。

各自治体におかれては、地域の被災状況等を踏まえ、適切に御判断ください。

◆周知について

【問3】被災した児童生徒及びその保護者への就学援助制度等の周知をする際に、気を付けるべきことは何でしょうか。

【答】

被災者自身が就学援助制度の情報を収集することは難しい場合もあることから、市町村教育委員会におかれては、ホームページや広報等での周知に加え、学校等を通じて、被災により就学援助の対象となる要件を明記した案内を改めて配布することなどを通じて、通常の周知に加えて、更に学校や保護者への周知を十分に行うことが必要と考えられます。

また、申請期間についても、罹災証明書の発行状況等を踏まえ、通常の申請期間よりも長めに設定するなど、被災者に十分配慮し、できる限り申請漏れがないよう努めてください。

◆区域外就学を行った場合の就学援助について

【問4】被災したことにより、区域外通学をせざるを得なくなった者については、どちらの市町村において就学援助を実施すべきでしょうか。

【答】

就学援助費のうち、学用品費等については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」において、市町村がその区域に住所を有する学齢児童生徒の保護者に対して援助を行う場合に、国は補助を行うこととなっています。このため、児童生徒の住所地の市町村において当該援助を行うことを前提としています。

一方、学校給食費及び医療費については、それぞれ「学校給食法」及び「学校保健安全法」において、学校の設置者が必要な経費の援助を行う場合に、国は補助を行うこととなっています。このため、学校を設置する市町村において当該援助を行うこととしています。

なお、児童生徒の住所地と通学している学校の所在地の市町村が異なる場合には、児童生徒の住所地の市町村から、学校所在地の市町村へ就学援助事務を委託すれば、学校所在地の市町村が学用品費等もあわせて就学援助事務を行うことができます。

以上が、区域外就学の際の制度の基本となりますが、今回の令和6年能登半島地震により被災した児童生徒の状況は多様であることが想定されます。したがって、例えば以下のような弾力的な対応をとることも可能です。

<例>

- ・避難等により、児童生徒がその住所地とは異なる市町村に居住しており、当該市町村が設置する学校に通っている場合
⇒児童生徒の実際の居住地（避難先）の市町村にて就学援助を実施
- ・避難等により、児童生徒がその住所地とは異なる市町村に居住しているが、スクールバス等により、住所地の市町村が設置する学校に通っている場合
⇒児童生徒の住所地（避難元）にて就学援助を実施
- ※ 上記の例以外の場合などは、児童生徒の実際の居住地及び住所地の市町村で協議した上で、いずれかの市町村において就学援助を実施してください。

いずれにせよ、被災者に十分配慮し、支給漏れや二重支給が生じないようご対応をお願いします。

2. 要保護児童生徒援助費補助金について

要保護者については、通常、修学旅行費や医療費を除き、生活保護（教育扶助等）からの給付が優先するため、修学旅行費・医療費以外は要保護児童生徒援助費補助金の対象となりませんが、何らかの事情で、修学旅行費や医療費以外の費目（学用品など）も就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）の対象としている場合には、以下もご参照ください。

なお、令和6年能登半島地震に関して、修学旅行費・医療費以外の費目について要保護児童生徒援助費補助金の対象として補助金の交付申請をする際は、事前に文部科学省担当課までご相談いただくようお願いします。

◆災害救助法と就学援助法（要保護児童生徒援助費補助金）の関係について

【問5】災害救助法に基づく「学用品」と要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費等」の違いを教えてください。

【答】

災害救助法に基づく「学用品」は、「教科書」、「文房具」及び「通学用品」を対象としております。

一方、要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費等」では、「学用品費」、「体育実技用具費」、「通学費」、「修学旅行費」、「新入学児童生徒学用品費等」、「通学用品費」、「校外活動費」、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」、「卒業アルバム代等」、「オンライン学習通信費」を対象としています。

また、災害救助法に基づく「文房具」及び「通学用品」は、要保護児童生徒援助費補助金における「学用品費」、「通学用品費」、「（ランドセルや制服等を除く）新入学児童生徒学用品費等」に概ね該当します。

なお、令和6年能登半島地震以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となって

いる者については、災害救助法に基づく「学用品」の給与の限度額（小学校 4,800 円、中学校 5,100 円）を超える学用品の喪失がある場合には、要保護児童生徒援助費補助金において再支給を実施することが可能です。

【問 6】 被災により、新入学児童生徒以外の者がランドセルや制服を喪失してしまった場合においても、要保護児童生徒援助費補助金の対象になるのでしょうか。

【答】

令和 6 年能登半島地震以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者については、今回被災したことにより、「新入学児童生徒学用品費等」やその他の学用品等を喪失したため、再支給することが必要な場合には、要保護児童生徒援助費補助金の補助の対象として差し支えありません。（つまり、通常は、「新入学児童生徒学用品費等」は就学予定者、小学 1 年生及び中学 1 年生が支給対象となりますが、今回被災したことによる再支給は、全学年を対象として構いません。）

なお、学用品費等の再支給を受けた者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

【問 7】 令和 6 年能登半島地震以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者に対して、災害救助法に基づく「学用品」の給与を行った場合、要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助上限額はどのようになるのでしょうか。

【答】

令和 6 年能登半島地震以前から、要保護児童生徒援助費補助金の対象となっている者に対して、災害救助法に基づく「学用品」の給与を行った場合、要保護児童生徒援助費補助金の再支給に係る学用品費等の国庫補助上限額は、予算単価から災害救助法に基づく「学用品」の給与に要した額を差し引いた額の $1/2$ となります。（例 1 参照）

ただし、被災により新たに要保護者として認定され、学用品費等の支給を受けた場合は、「再支給」には該当しませんので、通常的要保護者に対する支給と同様に取り扱いいただいて結構です（つまり、災害救助法に基づく「学用品」の給与に要した額を差し引く必要はありません）。（例 2 参照）

また、学用品費以外の費目（「新入学児童生徒学用品費等」や「通学用品費」）を再支給する場合には、「新入学児童生徒学用品費等」には「通学用品費」を含んでいるため、「新入学児童生徒学用品費等」と「通学用品費」を重複して再支給することは出来ませんので、ご注意ください。

なお、要保護児童生徒援助費補助金に計上する際には、被災によって要保護者となった者、及び被災前から要保護者で再支給を受けた者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

<例 1> 【要保護者に対して再支給を行った場合の国庫補助上限額の考え方】

小学 5 年生、令和 5 年 4 月 1 日付け認定済み、就学援助の学用品費単価 11,630 円（年額）、災害による学用品の損失が 4,800 円以上（災害救助法の上限以上）の場合

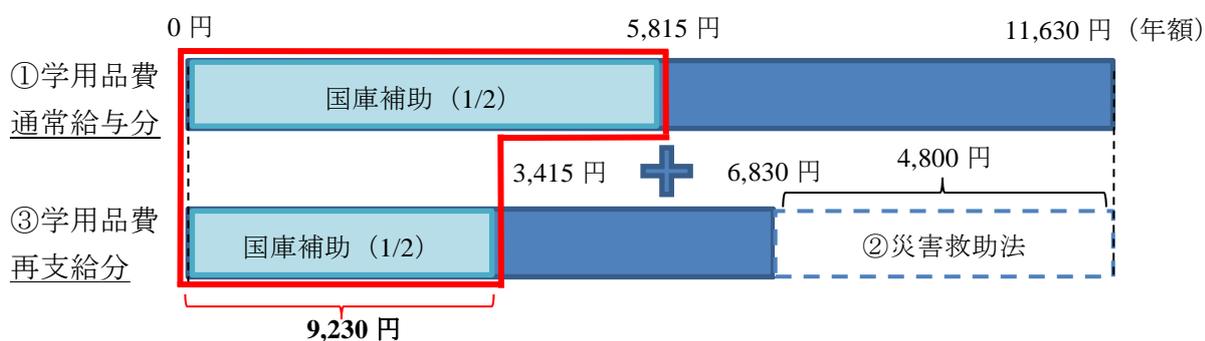
- ①就学援助による支給（4月1日～翌年3月31日）
 - ・「学用品費」 11,630円（年額）
- ②災害救助法による「学用品」の給与 4,800円（上限）
- ③就学援助による再支給
 - ・「学用品費」 11,630円（年額）



【国庫補助上限額】

$$\left\{ \begin{array}{l} \textcircled{1} 11,630 \text{円} \times 1/2 = \underline{5,815 \text{円}} \\ (\textcircled{3} 11,630 \text{円} - \textcircled{2} 4,800 \text{円}) \times 1/2 = \underline{3,415 \text{円}} \\ \Rightarrow 5,815 \text{円} + 3,415 \text{円} = \underline{\underline{9,230 \text{円}}} \end{array} \right.$$

※例1のイメージ図（学用品費のみの場合）



<例2> 【新たに要保護者となった者に対する支給の国庫補助上限額の考え方】

小学5年生、令和6年2月1日付け新規認定、就学援助の学用品費単価11,630円（年額）、災害による学用品の損失が4,800円以上（災害救助法の上限以上）の場合

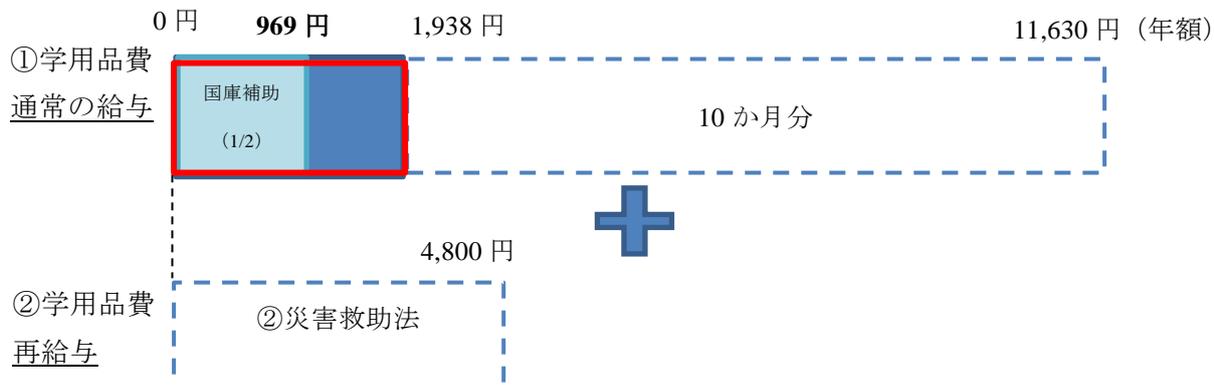
- ①就学援助による支給
 - ・「学用品費」 1,938円（2か月分）
- ②災害救助法による学用品の給与 4,800円（上限）



【国庫補助上限額】

$$\textcircled{1} 1,938 \text{円} \times 1/2 = \underline{\underline{969 \text{円}}}$$

※例2のイメージ図（学用品費のみの場合）



※ 上記<例1><例2>は、あくまで、再支給に係る国庫補助の上限額の考え方であり、実際に補助される金額は、市町村における単価設定や費目設定等の状況により異なります。

◆要保護児童生徒援助費補助金の申請時期等について

【問8】被災によって、新たに要保護児童生徒となった者について、要保護児童生徒援助費補助金の変更交付申請はどのように処理すればよいでしょうか。

【答】

すでに令和5年度要保護児童生徒援助費補助金については変更内定をしているところですが、被災によって新たに要保護児童生徒となった者が生じた場合など、要保護児童生徒援助費補助金の追加交付申請が見込まれ、年度内の執行で対応できるものについては通常の締切によらず対応するとともに、内定額を超過する場合についても、予算の範囲内であれば変更交付申請を受け付けるよう対応するので、該当の事例がある場合は下記担当まで速やかにご連絡ください。

なお、交付申請書及び添付書類等を含む交付申請手続きは通常の交付申請と同様になります。

また、被災によって新たに要保護者となった者については、支給人員・支給費目・補助金申請額等を通常分とは別に整理しておいてください。

ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

(担 当)

○Q&A全般及び学用品費等について

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課就学支援係
電話 03-6734-4671

○学校給食費及び医療費について

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課庶務・助成係
電話 03-6734-2693

被災した生徒等への高等学校等就学支援金及び 高校生等奨学給付金等に関する取扱い

1. 高等学校等就学支援金について

(1) 申請期限に間に合わない場合

被災した生徒等からの就学支援金の申請については、特に家計急変支援の申請において、被災により期限までに申請できないこと等が想定されますので、各都道府県で設定する申請期間を延長するなど、柔軟な対応をお願いします。

被災により申請そのものに時間を要し、申請が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）第6条第3項に規定する「やむを得ない理由」により申請することができなかつた場合として対応することが考えられます。

「やむを得ない理由」により申請することができなかつた場合、申請が可能となつてから15日以内に申請すれば、被災した日に遡及して認定することが可能であるため、被災した生徒等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。（高等学校等就学支援金事務処理要領（第12版）44ページ）

(2) 家計急変支援について

①家計急変事由について

就学支援金においては、「被災により就労が困難等となつた場合」（家計急変事由③エ）として、家計急変事由の対象となりえます。被災により就労が困難となつた状態とは、例えば、保護者等が自営業者で、事業を実施する店舗が、地震、水害、火事等により被災し、当面の間事業を実施できないほどの物理的な被害を受けて休業する場合などが想定されます。（高等学校等就学支援金事務処理要領家計急変支援編（第1版）21～22ページ）

また、被災後の生活再建や、保護者等の勤務先や通勤経路が被災して出勤が不可能な場合においても、就労が困難なことが確認できれば家計急変事由に該当するものと想定されます。（家計急変支援制度に関する質問に対する回答（令和5年3月30日現在）②家計急変事由 問番号13）

これらは例示ですので、このほかに「被災により就労が困難等となつた場合」に該当するか判断が容易でない場合は、文部科学省高校修学支援室まで問い合わせいただくようお願いします。

なお、「被災により就労が困難等となつた場合」（家計急変事由③エ）以外にも、たとえば、負傷・疾病による離職など、他の家計急変事由に該当するのであれば当然に申請可能です。

② 証明書類について

家計急変支援制度においては、申請時に事由証明書類、収入証明書類が揃っていないくとも家計急変支援の申請自体は可能であり、それらの証明書類は後日揃った時点で速やかに提出することとして差支えありません。この場合、証明書類の提出を受けてから審査を行うこととなります。（高等学校等就学支援金事務処理要領家計急変支援編（第1版）39、51ページ）

なお、事務処理要領等において、家計急変事由の証明書類の例として「罹災証明書」をあげていますが、このほかにも地震、水害、火事等による被災を証明するものがある場合は証明書類として差支えありません。（高等学校等就学支援金事務処理要領家計急変支援編（第1版）－資料編－18ページ）

（3）保護者等が亡くなった場合、生死不明、行方不明になった場合

就学支援金において保護者等が亡くなった場合は、保護者等の変更について届出が必要となりますが、その際、生徒等の心情への配慮や、個別の事情に応じて、生徒等の意思を確認した上で、学校が生徒等の代わりに作成・提出することが可能です。保護者等の変更により、就学支援金の支給額が増額される場合は、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更されます。（高等学校等就学支援金事務処理要領（第12版）48ページ）

また、被災に起因して保護者等が生死不明である場合や、行方不明である場合についても「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」として判断することが可能です。（高等学校等就学支援金事務処理要領家計急変支援編（第1版）10ページ）

なお、「やむを得ない理由」により届出を行うことができなかった場合、届出が可能となってから15日以内に届け出れば、被災した日に遡及して認定することが可能であるため、被災した生徒等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。（高等学校等就学支援金事務処理要領（第12版）44ページ）

（4）授業料の徴収における配慮について

従前よりお伝えしているとおり、授業料を負担することが困難な者に対しては、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなど、被災した生徒・保護者等の負担にも十分に配慮するよう各学校に対して周知をお願いします。（高等学校等就学支援金事務処理要領（第12版）14～15ページ）

（5）生徒等の心情への配慮について

就学支援金の申請において、生徒等のプライバシー等への配慮をお願いしてきたところですが、被災した生徒等の申請事務手続においても、生徒等の心情への配慮をお願いします。

2. 高校生等奨学給付金について

(1) 申請期限に間に合わない場合

被災した生徒等からの奨学給付金の申請については、特に、家計急変支援の申請において、被災により期限までに申請できないこと等が想定されますので、各都道府県で設定する申請期間を延長するなど、柔軟な対応をお願いします。

奨学給付金の家計急変支援の申請においては、原則、申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在の状況によることとしていますが、都道府県において被災した日に遡って支援することも可能であるため、被災した生徒等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。（「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（別紙2）3. 事務処理等について）

(2) 家計急変支援について

奨学給付金においては、都道府県において家計急変支援の基準を設定し、支援の対象となるかの判断をされているところです。被災により離職・廃業等した場合も家計急変事由として認めることが可能ですので、都道府県ごとの基準に基づき、柔軟な対応をお願いします。

(3) 保護者等が亡くなった場合

被災により保護者等が亡くなった場合についても、家計急変事由として認めることが可能ですので、都道府県ごとの基準に基づき、柔軟な対応をお願いします。

(4) 授業料以外の学校徴収金等の徴収における配慮について

奨学給付金については、従前よりお伝えしているとおり、できる限り早期に支給いただくとともに、奨学給付金が支給されるまでの間、学校徴収金などの徴収を猶予するなどの配慮を行っていただくよう各学校に対して周知をお願いします。

(5) 生徒等の心情への配慮について

奨学給付金においても、上記1.（5）と同様の対応をお願いします。

3. 学び直し支援金及び専攻科支援金について

学び直し支援金及び専攻科支援金においても、上記1. に準じた対応をお願いします。

高等学校等就学支援金事務処理要領等における主な被災関係記載抜粋

<凡例>

「事務処理要領（第12版）」：高等学校等就学支援金事務処理要領（第12版）

「事務処理要領（家計急変支援編）」：高等学校等就学支援金事務処理要領（第12版）第V部
家計急変支援編【第1版（令和5年3月30日版）】

○申請期限関係

>事務処理要領（第12版）P44

Q6-11 申請・届出をできない「やむを得ない理由」「正当な理由」とは

法第6条第3項に規定する、「やむを得ない理由」としては、被災や長期にわたる病欠、税の更生、保護者等の病気や仕事の都合（長期にわたる入院、療養、海外出張等。）、ドメスティックバイオレンス（DV）・養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。
「やむを得ない理由」があったかどうかの判断を行うのは都道府県であるが、実質的な確認作業を学校設置者が行ってもよい。

法第9条の「正当な理由」とは、受給資格認定時における法第6条第3項に規定する「やむを得ない理由」と同様である。

上記のやむを得ない理由又は正当な理由については、就学支援金制度が教育の機会均等に寄与することを目的としていることを踏まえつつ、個別のケースに応じて都道府県において柔軟に判断されたい。判断が容易でない場合は、必要に応じて文部科学省高校修学支援室まで相談すること。

○家計急変事由関係

>事務処理要領（家計急変支援編）V-21、22

③エ 被災により就労が困難等となった場合

保護者等が地震や水害等に被災し、就労が困難な状態となったことが要件である。「被災により就労が困難となった」状態とは、たとえば、保護者等が自営業者で、事業を実施する店舗が、地震、水害、火事等により被災し、当面の間事業を実施できないほどの物理的な被害を受けて休業する場合などが想定される。

この他、被災が原因で就労が困難になったことが推定できるだけの客観的な証明書を提出できるものは対象になる場合がある。判断が容易でない場合は、文部科学省高校修学支援室まで相談すること。なお、たとえば、被災による負傷、疾病等により、離職・廃業や休職等・休業する場合は、①アまたは②アで対象になる場合がある。

>家計急変支援制度に関する質問に対する回答（令和5年3月30日現在）②家計急変事由 問番号12

(質問内容)

自営業者が被災し就労が困難となった場合、家計急変として認められるための休業期間の定めはあるか。

(回答)

被災の場合は、地域全体の社会経済システムが打撃を受け、具体的な復興の見通し等を示すことが難しい場合が多く、証明書等の発行も不可能な場合が容易に想定されることから、休業期間の定めはありません。

問番号 13

(質問内容)

自営業者ではなく、被雇用者が被災により就労が困難となり休職した場合は家計急変理由として認められるか。(例えば、家が倒壊した等の理由で、新居の手配や身辺整理に相応の時間を要し就労が困難な場合を想定。自身の疾病・負傷はないものとする)

(回答)

被災により就労が困難となった場合は、被雇用者も個人事業主等も含まれます。(略)御指摘のような疾病・負傷によらず、被災後の生活再建や勤務先や通勤経路が被災して出勤が不可能な場合において、就労が困難なことが確認できれば家計急変理由として認められます。

○証明書類関係

➤事務処理要領(家計急変支援編) V-39

(3) 申請時期

(略)

申請の際には、家計急変事由を証明する書類を提出する必要があるが、書類が揃わない場合は、後日速やかに提出することで差し支えない。

また、家計急変事由発生後の収入を証明する書類についても、申請以降に書類が揃う場合は、後日速やかに提出することで差し支えない。

V-51

②様式第1号の2の【4. 家計急変後の収入状況について】について

申請者は、本様式提出時に収入証明書類が揃っている場合は、家計急変事由発生後の収入状況を自身で計算した上で、記入する必要がある。家計急変事由発生後の収入状況については、「年収推計シート」を用いて算出した金額を記入すること。

収入証明書類が揃っていない場合は、当該項目は空欄としても差し支えない。収入証明書類が揃った時点で、申請者へ本様式を返却し、記入させることも不要とする。

➤事務処理要領(家計急変支援編) -資料編- P18

③エ 被災により就労が困難等となった場合

本事由では、被災により就労が困難となった場合、新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等の収入が減少した場合に分けて記載している。

(被災により就労が困難となった場合)

◆家計急変事由発生日

被災した日(確認書類:①罹災証明書※以下の(例)の場合)

・被災が原因で就労が困難となったことを証明する書類

これについては、被災が原因で就労が困難になったことが推定できるだけの客観的な証明書類を提出する必要がある、案件によって個別具体的に判断する。提出された事由証明書類の判断が容易でない場合は、文部科学省高校修学支援室まで相談すること。

(例)保護者等が自営業者であり、自営業者が事業を実施する店舗が、地震、水害、火事等により被災し、当面の間、事業を実施できないほどの物理的な被害を受けて休業する場合

① 罹災証明書

保護者等が自営業者として事業を実施する店舗が被災したことを証明する書類として罹災証明書を提出する。入手するにあたっては、市町村、消防署に相談することとなる。家計急変事由の発生日は、提出された書類の「罹災年月日」である。

② 休業中であることを証明する書類

※②アにおける当該書類と同じ。

➤事務処理要領(家計急変支援編) V-66、67

Q2-2 自営業の保護者等が、震災により休業を余儀なくされた場合、休業した時点をどう証明すればよいか。

A2-2 休業している事実に関する証明書類を提出する必要があるが、提出できる証明書類がない場合は、休業した時点を誓約書で届け出ることとする。

また、休業により事業収入が減じており、事業が実施されていないことを収入証明書類で確認する。休業中も売掛金の回収など事業収入が発生する場合もあるが、本来事業を実施していれば発生する収入や経費が発生していないことが確認できれば、休業しているものとみなして差し支えない。なお、震災により事業の継続が困難となった理由、たとえば、事業を実施している店舗が被災し当面間事業の実施が困難となり休業に至ったことを証明する書類が別に必要である。

○保護者等の死亡、生死不明、行方不明

➤事務処理要領(家計急変支援編) V-10

1 家計急変事由

(1) 対象となる家計急変事由の考え方

(略)

なお、保護者等の死亡、離婚については、保護者等情報の変更に係る申請・届出によって、通常の就学支援金として対応することとなる。また、被災に起因する保護者等の生死不明、行方不明についても、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」として判断することが可能であり、通常の就学支援金として対応することとなる。